

## 会員規約

### (趣旨)

第1条 本規約は、一般社団法人 中日介護事業推進協会（以下、本協会という）の定款に定める会員に関する事項を定めるものである。

### (会員の種類)

第2条 会員の種類は、次の3種とする。

- 1) 正会員 本協会の目的に賛同し入会した法人、団体又は個人。
- 2) 賛助会員 本協会の事業を賛助するために入会した法人、団体又は個人。
- 3) 名誉会員 本協会の功労のあった者又は学識経験者で、理事会において推薦された法人・団体又は個人。

### (入会手続き)

第3条 本協会に入会しようとする者は、以下の要項に沿って手続きを行う。

- 1) 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、正会員2名以上の推薦を得て、理事会が定款第7条の入会資格審査基準に従い、所定の入会申込書により申し込み、理事会の承認を得なければならない。
- 2) 年会費は入会時に本規約第5条に沿って納めるとともに、毎年10月に納める。年度途中入会について、初年度のみ半期入会を認め、4月に納める。会費は、半額とする。

### (会員登録)

第4条 入会を認められた会員は、初回の年会費入金日をもって本協会の会員名簿に登録する。

- 2) 入会にあたり、本協会発行の会員証とバッジを付与する。また、会員証とバッジの破損又は紛失により再発行する場合の手数料は3000円とする。

### (年会費)

第5条 正会員または賛助会員の年会費は毎年10月に以下の金額を納める。また、会費は前納とし、既納の会費は返還しないものとする。名誉会員の会費は、無料とする。

- 1) 個人 5,000円
- 2) 団体 10,000円
- 3) 法人 20,000円

(会員の義務)

第6条 会員は、本協会定款第2条に定める目的達成のために、中日介護事業の推進活動に努める。

2 会員は前項の活動を行うにあたり、諸法令の定めに従うことのほか、定款及び諸規定を遵守しなければならない。

(会員の権利)

第7条 会員は以下の権利を有する。

- 1) 毎年の事業活動報告や中日福祉・介護分野の情報を共有する。
- 2) 本協会が主催する講習、講演会、研究会の参加料について、割引がある。

(退会)

第8条 会員が退会するときは、本協会の定款第9条に従い、退会することができる。ただし、1か月以上前に本協会に対して書面をもって予告をするものとする。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するときは、一般法人法第49条第2項に定める社員総会の決議により当該会員を除名することができる。

- (1) 本協会の名誉を汚し、又は信用を失わせるような行為があったとき。
- (2) 定款または本協会総会の決議を無視する行為があったとき。
- (3) 不法行為を犯したとき。
- (4) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格喪失)

第10条 会員が本協会定款第11条に定める事項に該当する場合には、その資格を喪失する。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が前条の規定によりその資格を喪失したときは、本協会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、一般法人法上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 本協会は、会員がその資格喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

(再入会)

第12条 本協会へ再入会をしようとするものは、本規約第3条の規定に沿って手続きを行う。

2 除名したものについては、いかなる理由があっても本協会へ再入会することができない。

3 その他特別な事情により退会したものについては、本協会が定めたルールに沿って審査し、適切な手続きをとる。

(改定)

第13条 本会則の改定は、事務局の審議を経て、理事会及び会員総会に提議し決議、承認の上施行する。